

別紙 1

小国町白い森交流センター 管理運営仕様書

1 趣旨

本仕様書は、小国町白い森交流センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行について定めるものとする。

2 施設の概要 別表 1 のとおり

3 業務の範囲

- (1) 施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
 - ① 施設の管理運営にあたり、管理運営の基本方針及び事業計画を策定するものとする。
 - ② 利用者の平等な利用の確保
 - ③ 利用状況の調査及び統計
- (2) 施設の利用手続き及び利用料金の徴収に関すること。
 - ① 施設利用に関する問い合わせ及び予約の受付
 - ② 施設利用の予約の管理及び調整
 - ③ 条例で規定する範囲内での利用料金の徴収
 - ④ 徴収した利用料金は、指定管理者の収入とする。
 - ⑤ 徴収した利用料金の使用区分等の経理
 - ⑥ 利用料金の減免の決定
- (3) 施設及び付帯する設備の維持管理に関すること。
 - ① 諸設備等の運転及び保守管理
 - ② 施設内外の管理及び環境整備等
 - ③ 警備及び清掃の実施
 - ④ 関係法令に基づく法定点検等の実施
 - ⑤ 施設及び設備の軽微な修繕
 - ⑥ 外部委託についての検収の実施
- (4) 施設の利活用の向上を図ること。
 - ① 施設の設置目的に沿ったうえで、町民のニーズに応えるために指定管理者の経費負担により、施設を利用し、イベント等の事業を実施することができる（以下「自主事業」という。）。
 - ② 自主事業に必要な参加費等を利用者から徴収し、この収入を指定管理者の収入とすることができる。
 - ③ 自主事業の実施にあたっては、事前に町と協議すること。

- (5) 利用者の安全を確保すること。
 - ① 自然災害、人為災害、事故又は不測の事態が起こった場合は、遅滞なく適切な措置を行うとともに、町及び関係機関に速やかに報告する。
 - ② 危機管理体制を確立し、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、訓練等を行い、緊急時に備える。
 - ③ 感染症予防及び防止を図るための対策の実施
 - ④ 施設内外の巡回
- (6) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
 - ① 施設への要望等を集約し管理するものとする。
 - ② 施設への要望等への対応状況は、町に報告する。
- (7) その他管理運営に関して必要なこと。
 - ① 各種公共料金、消耗品等施設の管理運営に係る経費の適正な支出
 - ② 個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項の規定による個人情報の安全管理措置及び同法の遵守
 - ③ 小国町防災計画に基づく避難所の設置及び運営への協力
 - ④ 年度終了後の管理に関する事業報告の提出

4 管理基準

管理期間は、通年とする。

対象施設の管理にあたっては、本仕様書のほか、次の各号に掲げるもの及び施設の管理運営上必要な法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法及び地方自治法施行令
- (2) 小国町白い森交流センター条例
- (3) 小国町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び小国町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則
- (4) 個人情報の保護に関する法律
- (5) その他指定管理業務を行うにあたり遵守すべき法令等

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

6 業務分担

小国町と指定管理者における業務上の責任分担については、別表2のとおりとする。

別表 1

管 理 施 設

名 称 小国町白い森交流センター

所在地 小国町大字五味沢 5 1 3 番地及び小国町大字五味沢 5 1 1 - 8 番地

施設名	数量・規模	構造等
宿泊棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 2 階建
研修棟	1 棟	鉄筋コンクリート造 2 階建
木工館	1 棟	木造平屋建
木工体験館	1 棟	木造高床一部 2 階建
多目的広場	1	
管理棟（洗心亭）	1 棟	木造高床平屋建
交流棟（能舞台）	1 棟	木造高床平屋建
屋外休憩所（憩いの家）	1 棟	木造平屋建
屋外展望露天風呂	1 棟	木造平屋建
炭焼き小屋	1 棟	
公衆トイレ	1 棟	
親水用水路	1 式	
親水池	1	
つどいの丘	1	
自然観察園	1	
水生植物園	1	
栗園	1	
連絡橋（かじか橋）	1	
オートキャンプサイト	8 0 区画	
管理棟	1 棟	
交流棟	1 棟	
炊事棟	1 棟	
倉庫	1 棟	
トイレ棟	4 棟	
シャワー棟	1 棟	
受水槽棟	1 棟	
駐車場		
その他エリア内施設		

別表 2

業 務 分 担 表

項 目	業 務 内 容	町	指定管理者
施設の運営	申請の受付及び利用許可に関する こと		○
	施設の問い合わせ及び案内に関する こと		○
	広報に関すること		○
	施設の管理運営経費の支出に関する こと		○
苦情処理	施設利用者及び地域住民からの苦 情対応及び処理		○
施設の維持	清掃、環境整備に関すること		○
	安全衛生管理に関すること		○
	小規模な施設修繕に関すること (1件20万円以下のもの)		○
	大規模な施設修繕に関すること (1件20万円を超えるもの)	○	
	天災その他不可抗力による施設等 の損壊復旧	○	
物品、現金管理	備品等の管理保全に関すること		○
	金銭の管理に関すること		○
災害対応	連絡体制の確保に関すること		○
	被害等の調査及び報告に関するこ と		○
	応急措置に関すること		○
第三者賠償	維持管理及び運営上の瑕疵におい て第三者に損害を与えた場合		○